

# 国家戦略特区ワーキンググループ 東京都説明資料

## 信用保証制度の対象となる 金融・保険業の範囲拡大

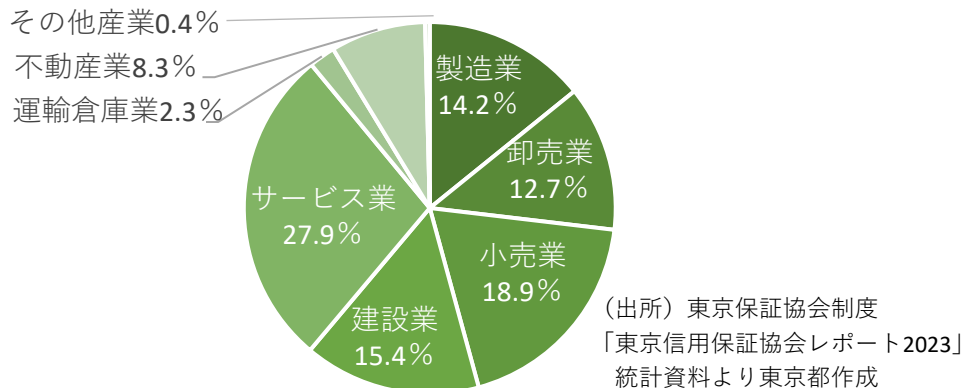
令和6年5月13日

✓ 金融事業者のエコシステムを形成するため、信用保証制度の対象範囲を拡大すること

## 現状と課題

- 信用保証制度や日本政策金融公庫等の融資対象に関し、金融・保険業のみが対象となる業種を限定列挙（ポジティブリスト）する形
- 2022年の政令改正で資産運用業者等にも対象が拡大されたが、限定列挙方式自体は維持され、**新興業種や事業者数が少ない業種は依然対象外**。リストで参照しているのは日本産業分類であり、新設された業種の対象可否が分かりにくい（例：金融サービス仲介業）
- 金融関係の新興の業種に該当する事業者は、信用保証制度や日本政策金融公庫等の融資の対象外に  
⇒利用対象を拡大し、多様なプレイヤーの創業を促進することで、金融分野のイノベーションを推進

### 【参考】東京信用保証協会の業種別利用状況（2022年度）



## 具体的な要望事項

- 関連法令を改正し、制度対象の業種を列挙する方式から、**除外される業種を列挙する方式に変更**し、その対象となる金融・保険業の範囲を拡大すること

（現行）対象業種を限定列挙（太字部分）

### 中小企業信用保険法施行令

（中小企業者の範囲）

第一条 中小企業信用保険法第二条第一項第一号の政令で定める業種は、**次に掲げる業種以外の業種**とする。

四 **金融・保険業**（クレジットカード業・割賦金融業、**金融商品取引業**（補助的金融商品取引業を除く。）、**商品先物取引業・商品投資顧問業**、補助的金融業・金融附帯業（略）**資金移動業務**を行うもの及び（略）**前払式支払手段の発行の業務**を行うものに限る。）、金融代理業（**金融商品仲介業**に限る。）、**保険媒介代理業及び保険サービス業**を除く。）

※株式会社日本政策金融公庫法施行令にも同様の規定あり

（改正案）対象外業種を限定列挙